

## 第4回 地方消費者委員会（名古屋）実施結果

- 開催日時 平成24年7月21日（土）13：30～17：00
- 開催場所 名古屋市消費生活センター
- 主催 内閣府消費者委員会、愛知県弁護士会、あいち消費者被害防止ネットワーク
- 後援 愛知県、名古屋市、消費者教育支援センター
- 参加人数 92名
- 内容 消費者教育に関する公開シンポジウム
- プログラム
  - 1 基調講演「民法・法の教育と消費者教育」
 

	講 師 消費者委員会委員長	河上 正二
--	---------------	-------
  - 2 ケーススタディ「消費者教育にかかわる現場からの事例報告」
 

	報告者 弁護士	小田 典靖
	報告者 消費生活相談員	松本 久子
  - 3 パネルディスカッション
 

	パネリスト 弁護士	小田 典靖
	消費者教育支援センター 主任研究員	柿野 成美
	名古屋経済大学教授・消費者問題研究所長	田口 義明
	消費者委員会委員・日本女子大学教授	細川 幸一
	消費生活相談員	松本 久子
	コーディネーター 椋山女学園大学教授	東 珠実
  - 4 総括コメント 消費者委員会委員長 河上 正二

### ○ パネルディスカッションの概要

#### 【パネリストからのコメント】

最初に、細川委員から、①消費者政策の手法、②「消費者支援法制」としての消費者教育の法制の重要性、③消費者教育推進のための課題等、消費者教育に関する現状認識等に関する報告があった後、ディスカッションを行った。

パネリストからのコメントのうち、主なもの（要旨）は次のとおり。

- ・ 受け手側である学校との連携が弱く、連携を図るのが難しいという印象。うまく連携して取り組んでいくにはどうすればよいのか、色々な実践例を通じての検討が重要。
- ・ 教育部門との連携のほか、様々な主体との連携も大事。
- ・ 消費者教育は、教育活動としての一連の脈絡の中で行われていないという印象（普通科以外の高校の卒業間近の3年生に対し行われるのが典型的）。
- ・ 教育活動の中に消費者教育をしっかりと位置づけ、単発ではなく定期的に行っていくことが重要。

- ・ 消費者にとって分かり易く、飽きずに聞いてもらえるような工夫が必要。  
なお、愛知県弁護士会からは、消費者を飽きさせないための工夫として、出前講座に、消費者のレベル（高齢者用、大学生用、高校生用）に合わせた内容の寸劇を取り入れている旨の報告があった。
- ・ 消費者が被害に遭わないためにはどうすればよいかという視点に加え、加害者にならないためにはどうすればよいのかという視点からの教育も重要。
- ・ 河上委員長からコメントがあったとおり、「教えることは学ぶこと」という視点から工夫することも考えるべき。
- ・ 消費者教育推進法の制定によって、消費者教育が重要であるという認識を持たせるにとどまらず、真に実行、実践の段階に入ることを期待。

#### 【フロアから寄せられた意見等に対するコメント】

最初に、岐阜市消費生活センターの相談員から、岐阜市において相談員と教員が共同して授業を行っている事例についての報告があった。

続いて、参加者にあらかじめ配布しておいた質問票に記載された意見等に対し、パネリスト等からコメントがあった。

パネリスト等からのコメントのうち、主なもの（要旨）は次のとおり。

##### ◇ 「岐阜市の事例」について

- ・ 実際、掛け合い漫才のようで、相談員が法律の説明、家庭科の教員が授業の進行管理を行うなど役割分担がうまくできており、効果的との印象。

##### ◇ 「加害者を作らない教育」について

- ・ キャンパスマルチという言葉があるが、誰かを加入させた時点で自身が加害者側になってしまう。知らないうちに加害者になってしまっているところがミソで、加害者になっていること、加害者になることを意識させる教育が必要。
- ・ 教材も弱いことが課題。

##### ◇ 「社会人への消費者教育」について

- ・ 老人会、社会福祉協議会から高齢者を対象とした講座の依頼を受けることが多いが、高齢者の場合には、ロールプレイ、ビデオをまず見せてからの対応が有効。

##### ◇ 「教育委員会との連携」について

- ・ 「若年消費者教育研究会」等、県内の行政機関等とは連携を図り、その結果については、教員情報提供誌により発信している。ただし、民間（私立学校等）との連携については課題として認識（愛知県）。

##### ◇ 「消費者教育推進法」について

- ・ 今まで想定していなかった団体等から講座依頼がくるのではないかと期待。ただし、講座の内容は相談員個人によるところが大きいので、個々の講座の事例を相談員間で共有し、底上げが図られるべき。
- ・ 色々な考え方がある中、消費者教育推進法第3条の基本理念は、よく整理できたという印象。消費者教育の実効性を格段に高めていくものと期待。

- ・ 教育はフェイス・トゥ・フェイスが基本。理念だけで絵に描いた餅とならないように取り組んでいくことが重要。

○ 河上委員長の総括コメント（要旨）

- ・ 本日は、委員会として消費者教育を考えるに当たって、参考となる意見を頂き、お礼を申し上げます。
- ・ 消費者教育のキーワードは「連携」。上っ面だけの連携というのではなく、分野が異なる行政機関や団体等が、高齢者、小中高生といったそれぞれのレベルに合わせ、協力しあって工夫したり、検討していくということが重要。
- ・ 消費者教育は既に実行・実践段階に入ったとのコメントがあった。そのための体制等はできてきたものの、これらをどのように動かしていくのかというのが課題。
- ・ 現場の（皆さんの）力にかかってくると思うが、お互いに知恵を出しあい、共に取り組んでまいりたい。

以上